

- (2) 小売業を行う者
株式会社ホームセンターサンコー
熊本県熊本市東町二丁目1番15号 代表取締役 中山 耕吉
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年4月5日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,500平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
104台
- (2) 駐輪場の収容台数
43台
- (3) 荷さばき施設の面積
90平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
7立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後8時まで
- 7 届出年月日
平成15年8月4日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成15年8月22日から平成15年12月21日まで

熊本県公告第612号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項に基づき平成15年2月7日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年8月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら野中店
熊本県熊本市野中三丁目612ほか
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者が、設置後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成15年8月22日から平成15年12月21日まで

熊本県公告第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、鏡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（鏡都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成15年8月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
鏡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（鏡都市計画区域マスタープラン）
- 2 開催日時
平成15年9月8日（月曜日）午後7時から
- 3 開催場所
鏡町農村環境改善センター 大ホール 八代郡鏡町内田1339-1
- 4 対象市町
鏡町